



確認申請手続きの流れ

任意



事前相談

申請前に相談を行うことにより、手続きがスムーズに進行します。初めてのご申請の場合は、特にご活用をお勧めします。



申請

申請図書をご希望の弊社支店へご提出ください。

構造計算適合性判定の対象となる場合

省エネ適合性判定の対象となる場合



手数料支払

引受後、確認予定日を記載した引受承諾書および請求書をお渡します。手数料支払は、指定口座への振込（銀行またはコンビニ）手続を行ってください。

指摘がある時



補正・追加説明

確認審査により、以下のような補正・追加説明を求める事項があった場合、所定の対応や回答を行ってください。

- ・ 審査担当者による審査上の疑義
- ・ 消防同意物件の場合：消防からの指摘事項
- ・ 特定行政庁への照会など、地域や物件により定められた手続がある場合：照会先からの指摘事項など

確認済証



確認済証受取

審査終了後、確認済証が交付されます。弊社支店窓口での受領、または、郵送での受領も可能です。

Ⓐ 構造計算適合性判定の対象となる場合



指定構造
適判機関

申請

構造計算適合性判定を要する建築物については、申請者が直接、判定機関に判定申請を行います。ご希望の指定構造計算適合性判定機関へ直接ご提出ください。

適合判定通知書を取得されましたら、確認申請図書との整合を確認していただき、確認済証交付3日前までに「適合判定通知書またはその写し」をご提出ください。

Ⓑ 省エネ適合性判定の対象となる場合



省エネ
適判機関
ERI

申請

省エネ適合性判定を要する建築物については、申請者が直接、省エネ適合性判定機関に判定申請を行います。省エネ適合性判定と確認申請の両方をERIにご申請いただけます。

適合判定通知書を取得されましたら、確認申請図書との整合を確認していただき、確認済証交付3日前までに、下記書類をご提出ください。

(提出いただく書類 [写しで可])

- ・ 適合判定通知書
- ・ 計画書